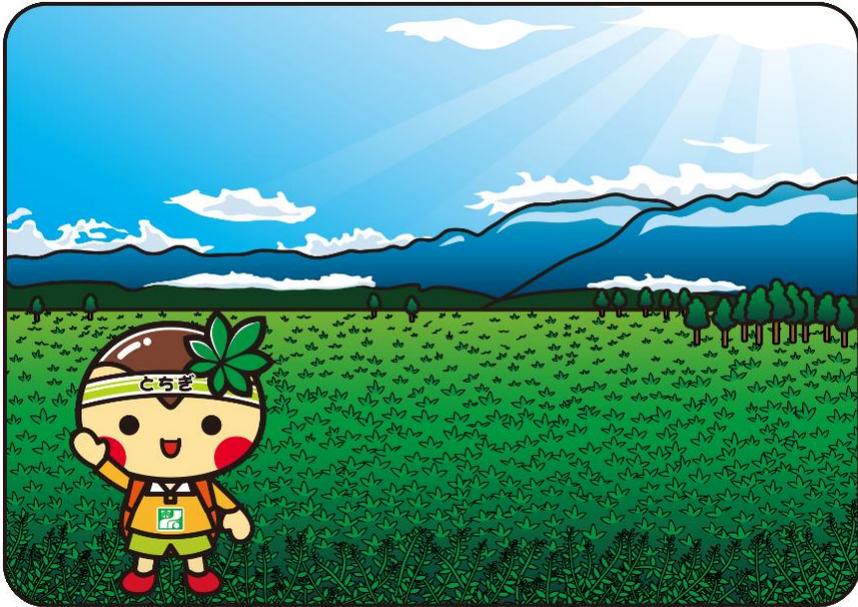


令和7(2025)年度

介護サービス事業者に対する集団説明会

〔（介護予防）短期入所生活介護生活介護〕



栃木県保健福祉部指導監査課

資料の構成

各ページごとに **事例** **指導・ポイント** **基準** の順に掲載しています。

※音声の説明は原則、事例及び指導・ポイントについて行います。基準は、必要に応じてご自身で確認してください。

※説明内容を示すページと事例等を掲載するページの2ページごとのセットになっております。なお、追加の資料等がある場合は3ページ以上になっている場合もあります。

運営に関する基準

1 短期入所生活介護計画の作成（1 / 3）

事例

- 相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者について、短期入所生活介護計画が作成されていない。

指導・ポイント

- 概ね4日以上連続して利用する場合には、短期入所生活介護計画を作成すること。

基準

【居宅基準省令第128条第2項、第129条】

【居宅基準解釈通知第3の八の3(4)①、(5)】

1 短期入所生活介護計画の作成 (2 / 3)

事例

- 利用日より後に同意を得ている、または同意日の記載がなく同意日が不明である。

指導・ポイント

- 短期入所生活介護計画を作成した際は、サービス利用前にその内容を利用者又はその家族に対し説明し、当該利用者の同意を得た上で、サービスを開始すること。また、同意日の記載は漏れのないようにすること。

基準

【居宅基準省令第128条第2項、第129条】

【居宅基準解釈通知第3の八の3(5)】

1 短期入所生活介護計画の作成 (3 / 3)

事例

- 短期入所生活介護計画の期間が終了しているが、新たな計画が作成されていない。
- 短期入所生活介護計画を利用者に交付していない。

指導・ポイント

- 当該計画の期間が終了した際は、新たな計画を作成し、利用者又はその家族に対し説明し、当該利用者の同意を得て、当該計画を交付すること。

基準

【居宅基準省令第129条】

【居宅基準解釈通知第3の八の3(5)】

2 勤務体制の確保等 (ユニットケア体制 1 / 2)

事例

- 勤務表上、昼間において、ユニットに介護職員又は看護職員が不在となる時間帯がある。実際には、隣接ユニットの介護職員が対応しているとのことであるが、勤務体制として不明瞭な状態である。

指導・ポイント

- 勤務表に配置するユニットを適正に記載し、担当職員の役割を明確にすること。
- 昼間においては、ユニットごとに介護職員又は看護職員を常時1人以上配置すること。基準を満たさない場合は減算の対象となる。

基準 【居宅基準省令第140条の11の2第1項、第2項第1号】

【施設基準第11号】 【施設報酬留意事項通知第2の2(5)で準用する5(4)】

2 勤務体制の確保等 (ユニットケア体制 2 / 2)

事例

- ユニットごとに常勤のユニットリーダーが配置されていない。

指導・ポイント

- ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置し、利用者の処遇に支障がない体制を整えること。
- なお、常勤のユニットリーダーの配置に係る基準を満たさない場合は減算の対象となる。

基準

【居宅基準省令第140条の11の2第2項第3号】

【施設基準第11号】

【施設報酬留意事項通知第2の2(5)で準用する5(4)】

3 勤務体制の確保等（職員研修）

事例

- 認知症介護基礎研修未受講の職員が見受けられた。

指導・ポイント

- 直接処遇職員のうち無資格者に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。

基準

【居宅基準省令第140条で準用する第101条第3項】

【居宅基準解釈通知第3の2の3(6)③】

4 心身の状況等の把握

事例

- 当該利用者に係る居宅介護（介護予防）支援事業者が開催するサービス担当者会議に出席しているが記録がない。

指導・ポイント

- サービス担当者会議の記録を作成すること。
- 当該記録には、サービス担当者会議において把握した利用者の心身の状況、置かれている環境、他のサービスの利用状況等のほか、会議日時、参集者等の情報について記載すること。
(居宅介護（介護予防）支援事業者から会議録の写しを求めることでも差し支えない。)

基準

【居宅基準省令第140条で準用する第13条】

5 利用料の受領（その他の日常生活費）

事例

- 日常生活費及び教養娯楽費として、運営規程に対象品目を記載し、その費用の支払いを利用者から受けているが、対象品目にレクリエーションで全員が使用する文房具等が記載されていた。

指導・ポイント

- その他の日常生活費については、利用者等に対して一律に提供し、画一的に徴収すべきものではないとされていることから、内容（対象品目）等を点検し、利用者又は家族の希望を確認した上で便宜の提供を行い、実費の支払いを受けること。

基準

【居宅基準省令第127条第3項】

【居宅基準解釈通知第3の八の3(3)②】

【通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日老企第54号）】

6 衛生管理等

事例

- 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催していない。
- 感染症の予防及びまん延の防止のための指針が整備されていない。
- 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施していない。

指導・ポイント

- 上記委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- 上記指針を整備すること。
- 上記研修及び訓練を定期的にそれぞれ実施すること。

基準 【居宅基準省令第140条で準用する第104条第2項】

【居宅基準解釈通知第3の六の3(8)②】

7 非常災害対策 (1 / 4)

事例

- 震災、風水害、火災その他の非常災害に備えるための計画を作成していない。

指導・ポイント

- 非常災害対策計画（非常災害に備えるため、周辺の地域の環境及び利用者の特性等を踏まえ、利用者の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた具体的な計画）を策定すること。

基準

【居宅基準条例第5条第1項（ほか）】

【介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について

（平成28年9月9日老総発0909第1号、老高発0909第1号、老振発0909第1号、老老発0909第1号）】

7 非常災害対策 (2 / 4)

事例

- 定期的な避難訓練、救出訓練その他必要な訓練が行われていない。
- 訓練を実施しているが、実施結果の記録がない。

指導・ポイント

- 策定した非常災害対策計画に基づき、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を実施すること。
- 訓練実施後は、その結果を検証し記録を残すこと。また、検証結果等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこと。

基準

【居宅基準条例第5条第3項、第5項】

7 非常災害対策 (3 / 4)

事例

- 訓練の実施に当たり、地域住民の参加が得られるための連携に必要な取組を行っていない。

指導・ポイント

- 地域住民に施設の構造や利用者等の実態を認識してもらい、災害時の協力体制を確保しておくため、訓練へ地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

基準

【居宅基準条例第5条第4項】

7 非常災害対策 (4 / 4)

事例

- 水防法に基づく洪水浸水想定区域内・土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内に位置し、要配慮者利用施設に指定されているが、避難確保計画を作成していない。

指導・ポイント

- 要配慮者利用施設に指定されている場合は、水防法・土砂災害防止法に基づく避難確保計画を作成し、市町に提出するとともに、当該計画に基づく訓練を定期的（年1回以上）実施し、その結果を同市町へ報告すること。

基準

【水防法（昭和24年法律第193号）第15条の3】

【土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条の2】

8 秘密保持等

事例

- サービス担当者会議等において、利用者家族の個人情報を用いる場合の同意について、利用者の代理人のみの立場から同意を得ていた。

指導・ポイント

- サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を使用する場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。

基準

【居宅基準省令第140条で準用する第33条第3項】

9 身体的拘束等の適正化（1 / 4）

事例

- 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会が3月に1回以上開催されていない。
- 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会が虐待の防止のための対策を検討する委員会と同時に開催されているが、内容が虐待の防止についてのみで、身体的拘束等の適正化について検討されていない。

指導・ポイント

- 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催すること。
- 上記の両委員会を同時に開催する場合には、それぞれの項目について検討するとともに、記録を残すこと。

基準

【居宅基準省令第128条第6項第1号】 【居宅基準解釈通知第3の八の3(4)④】

9 身体的拘束等の適正化（2 / 4）

事例

- 身体的拘束等の適正化のための指針が整備されていない。
- 身体的拘束等の適正化のための研修が年 1 回しか行われていない。

指導・ポイント

- 上記指針を整備すること。
- 上記研修を年 2 回以上実施し、記録を残すこと。

基準

【居宅基準省令第128条第6項第2号、第3号】

【居宅基準解釈通知第3の八の3(4)⑤、⑥】

9 身体的拘束等の適正化（3 / 4）

事例

- 身体拘束廃止未実施減算に該当する事例（身体的拘束等の適正化のための委員会を3月に1回以上開催していない、指針を整備していない、研修を年2回以上実施していない。）が確認された。

指導・ポイント

- 身体的拘束等が行われているか否かを問わず、以下の一つでも未実施のときは、利用者全員について所定単位数から減算することとなる。
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催。
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針の整備。
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための定期的な研修（年2回以上）の実施。

基準

【居宅報酬告示別表8注3】 【大臣基準告示第34号の3の2】

【施設報酬留意事項通知第2の2(6)】

9 身体的拘束等の適正化（4 / 4）

事例

- 切迫性・非代替性・一時性の確認を行わないまま身体的拘束等を行っている。
- 身体的拘束等の実施に当たって、切迫性・非代替性・一時性を確認した結果が記録されていない（身体拘束廃止未実施減算に該当する事例）。

指導・ポイント

- 身体拘束の恐れがある利用者については、身体的拘束適正化検討委員会を中心に以下の対応を行うこと。
 - ① 「身体拘束が利用者にも与える影響を考慮してもなお当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない事由か」「本当に代替策はないか」について十分な検討を行い、詳細に記録すること。

指導・ポイント

- ②身体拘束が必要と判断した場合であっても、実施期間はできるだけ短期間で設定するとともに、利用者の状況が緊急やむを得ない場合に該当しない時間帯には行わないなど、「可能な限り一時的」なものとする。
- ③身体拘束を行う都度、介護記録に、その際の利用者の心身の状況及び緊急やむを得ない理由、その態様及び時間、利用者の心身の状況に関する職員の気づき等を細かく記録すること。
- 緊急やむを得なく身体的拘束等を行う場合の記録が整備されていない場合、利用者全員について所定単位数から減算することとなるので、特に留意すること。

基準

【居宅基準省令第128条第4項、第5項】 【居宅基準解釈通知第3の八の3(4)③】

【居宅報酬告示別表8注3】 【大臣基準告示第34号の3の2】 【施設報酬留意事項通知第2の2(6)】

経過措置期間中の事項

令和9（2027）年4月1日から義務化

10 生産性向上に係る事項

ポイント

- 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的を開催すること。

目的

- 業務効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取り組みの促進を図るため。

委員メンバー

- 管理者やケア等を行う職種を含む幅広い職種により構成することが望ましい。
- 各事業所の状況に応じ、必要な構成メンバーを検討すること。
- 生産性向上の取組に関する外部の専門家を活用することも差し支えない。

基準

【居宅基準省令第139条の2】 【居宅基準基準解釈通知第3の八の3(19)】

参考

厚生労働省HP <https://www.mhlw.go.jp/kaigoseisansei/index.html>

介護報酬

1 看護体制加算(Ⅰ) (1/2)

事例

- 当加算の算定要件である常勤の（正）看護師 1 名以上の配置がされないまま（准看護師の配置のみ）、加算を算定している。

指導・ポイント

- 常勤の（正）看護師を 1 名以上配置すること。

基準

【施設基準告示第12号イ(1)】

1 看護体制加算(I) (2 / 2)

事例

- 併設事業所において当加算の算定要件として配置した常勤の看護師が、本体施設である介護老人福祉施設で主に勤務している。

指導・ポイント

- 算定要件である常勤の看護師は、当該加算を算定する事業所に主として勤務するよう配置すること。なお、指定短期入所生活介護事業所における業務に支障のない範囲で本体施設における業務に従事することは妨げない。

基準

【施設報酬留意事項通知第2の2(13)①イa】

【平成21年3月23日介護保険最新情報vol.69「平成21年4月改定関係Q & A(vol.1)」〔問79答〕
〔問80答〕】

2 療養食加算 (1/2)

事例

- 医師の発行する食事箋に基づいた療養食の提供や献立表の作成を行っていない。

指導・ポイント

- 医師の発行する食事箋に基づいた適切な栄養量及び内容の食事を提供すること。
- また、療養食の献立表を作成すること。

基準

【居宅報酬告示別表 8 二】

【利用者等告示第23号】

【施設報酬留意事項通知第 2 の 2 (21)①】

2 療養食加算 (2/2)

事例

- 高血圧症に対して減塩食療法を行った場合に療養食加算を算定している事例が確認された。

指導・ポイント

- 減塩食療法については、心臓疾患等に対して行う場合は、腎臓病食に準じて取り扱うことができるものであるが、高血圧症に対して減塩食療法を行う場合は、加算の対象とはならない。

基準

【施設報酬留意事項通知第2の2(21)④】

資料の確認報告のお願い

集団説明会の資料を確認された方は、確認報告をお願いします。

本動画掲載ページと同じページに、確認報告へのリンクを用意しておりますので、案内に従って入力をお願いします。

報告期限は、令和8年6月30日（火）となっています。

- ※ 資料の掲載は、報告期限後も一定期間継続しますのでご活用ください。
- ※ 確認報告につきましては、報告いただいたかを後日照会する場合がございます。